



平成23年5月12日

各 位

会 社 名 西川ゴム工業株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 西川 正洋  
(コード番号 5161 東証二部)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 福岡 美朝  
(TEL : 082-237-9371)

### 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社は本日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第 118 条第 3 号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「基本方針」といいます。）を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を以下のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。（「大規模買付行為」の定義は、Ⅲ. 2をご参照ください。）

本プランは、平成 23 年 6 月 28 日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に、本プランの導入、本プラン導入に伴う定款変更（別紙 5 参照。）および基本方針について議案としてお諮りする予定であり、本株主総会でのご承認が得られることを条件に発効することといたします。

本プランの導入を決定した当社取締役会には、社外監査役 2 名を含む当社監査役 3 名全員が出席し、いずれの監査役も、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べました。

なお、本日現在、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

#### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「基本方針」）

当社は、「正道」「和」「独創」「安全」という社是のもと、会社の真の発展は、社会の福祉、世界の進運に寄与しうるものでなければならない、また、お客様第一に徹し、品質・技術の西川ゴムと社会から信頼され、いかなる環境の中でも成長し続ける「たくましい企業」「存在感のある企業」を目指し、「和の心」をもって全社員が一丸となって、自らの仕事に誇りと責任を持ち、常に正道に立って社業を運営してまいりました。現在ある当社を支え形成する有形無形の諸々の財産が当社の企業価値の源泉と認識しておりますし、それらの財産の上に当社の将来が在ると確信しております。当社の企業価値を高め、株主共同の利益に資するためには、当社の企業価値の源泉を理解し、それに立脚した上でさらなる企業成長を目指す必要がある、と考えます。従いまして、当社は、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配

する者は、当社の社是、当社の企業理念を理解し、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーとの信頼関係を尊重した上で、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、中長期的に向上させる者でなければならない」と考え、これを基本方針として決定いたしました。

当社は、金融証券取引所に株式を上場している会社の本義として、株主および投資家の方々が市場において当社株式を自由に取引されることを尊重いたします。特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値および株主共同の利益の向上に資するものである限り、それを一概に否定はいたしません。また、大規模買付行為の提案に応じるべきか否かは、最終的には個々の株主の皆様にご判断いただくべきものと考えます。

しかしながら、基本方針に照らし、当社グループの企業価値および株主共同の利益を毀損する虞のある株式等の大規模買付者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考え、このような者による大規模買付に対しましては、必要かつ相当な対抗措置を講ずることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保する必要があるものと考えます。

## II. 基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社の企業価値および株主共同の利益を向上させる取組みとして以下の施策を実施しております。これらの取組みは、今般決定いたしました上記 I. の基本方針に沿うものと考えております。

### 1. 当社の企業理念

当社は設立以来、「正道」「和」「独創」「安全」の社是のもと、自動車産業と一体となって常に創造性を高め、新技術を探求し、開拓者精神を持って新しい市場の開拓、新製品の開発、新しいサービスの提供に取り組むことにより成長してまいりました。

また、社是をもとに、企業活動を行う際の基本的な考え方を経営理念として定め、主として、法の遵守と公正な取引を通じて、社会から信頼される企業市民を目指すこと、あらゆる環境変化に柔軟に対応できる「しなやかでたくましい会社」であり続けることを社員に示しております。

このような社是、経営理念のもと、当社は長年培ってきた技術をもとに、自動車用部品事業をはじめ、住宅事業、土木事業、医療事業等を中心とした一般産業資材事業を営んでおります。

事業基盤であります地区別セグメントは、大きく分けて日本国、アジア諸国およびその他の地域にまたがっており、活動領域は国際的なものとなっております。このような世界各国にわたる当社グループの経営に当たりましては、経営の効率化、コーポレート・ガバナンス体制およびコンプライアンス体制の強化並びに連結財務体質の改善等を図りつつ、「お客様に本当の満足をお届けできる企業になる」ことを主眼に、新製品の開発、市場の開拓、製造コストの低減等に日々研鑽を積んでおります。

### 2. 企業価値の源泉

当社の企業価値の源泉は、当社を支え形成する有形無形の諸々の財産がそれに相当する

と認識しておりますが、特筆すべきは「堅実にしてまじめな また自由にして秩序正しい社風」のもと全社員が創業以来培ってまいりました「開発・製造・技術力」であります。

上記の当社企業価値の源泉を向上させる具体的な取組みとしては、主に以下の施策を実行しております。

- ①事業体制や生産体制、グループ体制の見直しおよび業務品質の向上に継続的に取組み、市場競争力の強化および顧客満足度のより一層の向上を目指しております。
- ②優秀な人材の採用に努めるのはもちろんのこと、人材育成の面から、全社員のモチベーションと技能の向上を目的とした人事制度の構築・運用に取り組んでおります。

### 3. 企業価値向上への取組み

当社は、2010年度までの中期基本方針として、収益体質の変革、グローバル対応の強化、顧客満足度向上等を定め、厳しい事業環境の中においても積極的な投資により生産性を向上させるとともに中国・タイ等の海外生産拠点での現地生産能力を強化し、当社製品の品質と技術力を世界各国において浸透・定着させ、新興国市場でのシェア向上を実現することにより、企業価値の最大化に取り組んでまいりました。その結果、2010年度までの当社の業績は順調に推移し、企業価値向上への取組みは着実に成果を上げてまいりました。

また、株式時価総額も2009年度末の約149億円から2010年度末は約215億円と高まり、企業価値は大きく向上しております。

なお、当社は、持続的な目標である企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けて今後さらなる経営基盤の強化と事業拡充を加速するため、2011年4月を起点とする新中期基本方針に「売上拡大・成長」を新たな項目として追加し、活動を進めております。

### 4. コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化による企業価値向上への取組み

当社は、社是と基本行動指針（“己の立てるところを深く掘れ そこに必ず泉あらん”）を基本に、社会の一員として法令、社会規範、企業ルールの遵守はもとより、企業本来の事業領域を通じて社会に貢献するに留まらず、時代とともに変化する経済・環境・社会問題等にバランスよくアプローチすることで、株主をはじめとするステークホルダーの要求、期待、信頼に応える高い倫理観のある誠実な企業活動を行い、これを役員・従業員一人ひとりが追求し実践することにより、持続的に企業の存在価値を高めていくことをコーポレート・ガバナンスの基本としております。

また当社は、企業統治の強化によって常に効率的で健全な経営を行い、必要な施策を適宜実行することが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の継続的な増大を図るための重要な課題であると認識し、①取締役会による重要な意思決定と職務の監督、②監査役による取締役の職務執行の監査、③社長直轄の内部監査室の内部監査の実施等を逐次整備・強化してまいりました。

当社は、前記の取組み等を通じて株主の皆様をはじめとするステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにしながら、中長期的視野に立って企業価値の安定的な向上を目指してまいります。

### Ⅲ. 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

#### 1. 本プラン導入の目的

本プランの導入には目的が二つあります。当社株式に対する大規模買付行為または大規模買付行為に関する提案が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご正確に判断していただくことを、第一の目的としております。そのために当該大規模買付行為に関し不足する情報を収集し、ご判断いただくための時間を確保します。大規模買付行為に関する提案に関しては、当社の企業価値を向上させる提案も想定されますが、当該提案以上に当社の企業価値を向上させる代替案を当社取締役会が提示できる場合も考えられます。そのために当社の取締役会による代替案策定のための時間を確保します。また、株主の皆様のために、より有利な買付条件を大規模買付者（「大規模買付者」の定義は、Ⅲ. 2をご参照ください。）に再提示させるための大規模買付者との交渉を行うことを可能とします。第一の目的のために、以下の2. 項および3. 項で「大規模買付ルール」を定めます。

当社の企業価値および株主共同の利益を毀損する大規模買付行為を抑止することを、第二の目的とします。そのために大規模買付ルールの運用および大規模買付者の行為が大規模買付ルールに抵触した場合の対抗措置を、以下の4. 項および5. 項で定めます。

平成23年3月末日現在において、当社関係者（役員およびその関係者等）により当社の発行済株式総数の26%が保有されておりますが、将来的には資金調達を資本市場において行う可能性があるため、当社関係者の持分比率の希薄化を想定しております。

また、平成23年3月末日現在における当社株主の状況は、別紙1のとおりであります。

#### 2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の保有割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注3）の買付行為、結果として特定株主グループの保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為、または既に20%以上を所有する特定株主グループによる当社株式等の買増行為（いずれについても買付、買増の方法の如何は問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行うものを「大規模買付者」といいます。）であります。

注1：特定株主グループとは、当社の株式等（注3を参照ください。）の保有者（金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）をいいます。

注2：保有割合とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。ただし、本プランでは保有割合を算出する上で除数となる総株数は当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。

注3：株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

### 3. 大規模買付ルールの内容

「大規模買付ルール」とは、大規模買付行為に先立ち①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過し、③当社取締役会の評価内容・意見を株主の皆様が開示した後に初めて大規模買付行為を開始することを認めるというものです。大規模買付ルールの概要は次のとおりです。

#### (1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、日本語で記載された「意向表明書」を提出していただきます。当該意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載し、提出していただきます。

#### (2) 大規模買付情報の提供

当社はこの意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して、当社の株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）の提出を求めます。

大規模買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、情報提出依頼項目の主要なものは次のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および各組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含む。）の詳細（具体的名称、資本構成、財産内容等を含む。）
- ②大規模買付の目的、方法および内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含む。）
- ③大規模買付の対価の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報）
- ④大規模買付の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容）
- ⑤大規模買付行為により当社および当社のステークホルダーに生じることが予想されるシナジーの内容
- ⑥大規模買付者が当社取締役会に提案する当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑦大規模買付の後における当社および当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

なお、当初提出いただいた情報を精査した結果、当該大規模買付提案の内容・効果を、株主の皆様および当社取締役会が理解する上で不十分と認められる場合には当社取締役会は大規模買付者に対して大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。また、大規模買付行為の提案があった事実については速やかに開示いたします。また、当社取締役会に提案された大規模買付情報、当社取締役会の当該大規模買付提案への評価内容等は、当社株主の皆様への判断の必要性を考慮し適宜開示いたします。

#### (3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価の難易度に応じ大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日以内（対価を現金(円貨)のみとする買付の場合)ま

たは90日以内（その他の対価の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、速やかにその旨および取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は後記5.（1）に記載する独立委員会による勧告を受ける他、適宜必要に応じて外部専門家の助言を受けながら提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉することも想定されますし、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

#### 4. 大規模買付行為がなされた場合の対応

##### （1）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、大規模買付行為に対する後記（2）のケースの様な対抗措置は講じません。

仮に当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であった場合も、当該買付提案についての反対意見を表明し、代替案の提示を行うことも想定されますが、株主の皆様が大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見や代替案をご検討の上、株主の皆様ご自身にご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は例外的に当社株主の皆様の利益を守るために適切と判断する措置（以下、「対抗措置」といいます。）を、後記（2）同様に講じることがあります。大規模買付行為が当社企業価値および当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合とは、具体的には次の①から④の類型に該当するケースです。

- ① 次に掲げる行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす虞のある買付である場合
  - a 株式を買い占め、その株式につき当社または当社関係者に対して高値で買い取りを要求する行為
  - b 当社の経営を一時的に支配して、経営に必要な資産、知的財産、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客などを大規模買付者、その他等に移譲させる目的で行われる行為
  - c 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - d 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な配当をさせるか、一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ② 強圧的二段階買付等株主に株式の売却を事実上強要する虞のある買付である場合
- ③ 当該大量買付行為の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の可能性、大量買付行為の後の経営方針・事業計画等を含みます。）が当社の本源的

価値に鑑み不十分または不適當な買付である場合

- ④ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の株主、従業員、顧客、取引先等との関係その他当社の企業価値の源泉を破壊することなどにより、当社の企業価値および株主共同の利益に反する重大な虞をもたらす大量買付行為である、と判断される場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令等により認められる対抗措置を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的な対抗措置については、その時点で適切と当社取締役会が判断したものを選択することとなります。

なお、具体的な対抗措置の一つとして、当社取締役会が、株主の皆様へ新株予約権の無償割当を行う場合の新株予約権の概要は別紙2に記載のとおりです。

5. 対抗措置の合理性および公平性を担保するための制度および手続き

(1) 独立委員会の設置

大規模買付ルールに則って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するために、独立委員会規程を定め、独立委員会を設置することといたします。(独立委員会規程の概要につきましては別紙3に記載のとおりです。)独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役、または社外有識者等から選任します。このたびの本プランの導入に当たっての独立委員会の委員候補者は別紙4のとおりです。

(2) 対抗措置発動の手続

前記4.(1)に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

一方、前記4.(2)に記載のとおり対抗措置をとる場合、並びに前記4.(1)ただし書きの記載に基づき例外的に対抗措置をとる場合には、その合理性・客観性を担保するために、当社取締役会は、独立委員会に対し対抗措置の具体的な内容およびその発動の是非について諮問するものとします。独立委員会は、大規模買付情報の内容等を十分勘案した上で対抗措置の内容およびその発動の是非について前記3.(3)の取締役評価期間の期限の遅くとも7日前までに当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、当社が対抗措置を講じるか否かの判断を決定した場合は、その内容を独立委員会の勧告内容と併せて株主の皆様へ速やかに開示いたします。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記(2)に従い、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、あらためて独立委員会に諮問し、対抗措置の発動の停止または変更などを行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において無償割当が決議され、または、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなどの理由により当初予定していた対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、新株予約権の行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、無償割当の中止、または無償割当後においては、当該新株予約権を当社が無償取得することより、対抗措置の停止を行うことができるものとします。(なお、上記のとおり、当該新株予約権を当社が無償取得した場合、当社は、同新株予約権を速やかに消却することとします。)

このような対抗措置の停止または変更を行う場合は、速やかに開示いたします。

6. 本プランが株主および投資家の皆様に与える影響

(1) 大規模買付ルールが株主および投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールは、当社の株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報を提供し、株主の皆様が当社取締役会が提示する代替案等を検討する機会を留保することを目的としております。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切に判断していただくことが可能となります。大規模買付ルールは、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様の共同の利益の確保に資するものであると考えております。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向および本プランに基づく当社の開示情報にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として前記4.のとおり対抗措置を講じることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることが決定した場合、適用ある法令、当社が上場する東京証券取引所の上場規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として新株予約権の無償割当が行われる場合には、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて無償で新株予約権の割当を受けることとなります。その後当社が新株予約権の取得の手続きを取る場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するために格別の不利益は発生しません。ただし、割当期日において当社の最終の株主名簿に記載・記録されていない株主の皆様に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当を受け、当該新株予約権と引き換えに当社株式を受領されることに比して、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

なお、独立委員会の勧告に基づく当社取締役会の決定により、当社が当該新株予約権の割当中止、当該新株予約権の発行の中止、発行した新株予約権の無償取得を行う場合、および当該

新株予約権の発行差止の決定がなされた場合には、1株あたりの株式の価値の希薄化は生じませんが、上記のような場合に、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希薄化が生じることを前提にして当社株式の売買等を株主または投資家の皆様が行うと、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、対抗措置が講じられることにより、結果的に、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

### （3）対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、例えば、新株予約権の無償割当がなされる場合には、割当期日における株主の皆様は、引受の申込みを要することなく新株予約権の割当を受け取ることができ、また当社が割当てた新株予約権の有償取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込など等の手続きは必要となりません。

株主の皆様が、新株予約権の割当を受けるためには、新株予約権の割当期日までに、当社の株主名簿に記載または記録される必要があります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を実施する際に、法令および当社が上場する東京証券取引所の上場規則に基づき別途開示いたします。

### （4）新株予約権の譲渡制限

対抗措置として、新株予約権の無償割当がなされる場合には、当該新株予約権に譲渡制限を付すことを想定しているため、新株予約権の譲渡に際しては当社取締役会の承認が必要になりますが、当社取締役会は大規模買付者による譲渡および大規模買付者に対する譲渡以外は原則として譲渡を認める方針であるため、大規模買付者以外の株主の皆様が法的権利または経済的側面において格段の損失を被るような事態は想定しておりません。ただし、株主の皆様が、割当てられた新株予約権を大規模買付者以外の第三者に譲渡された場合、新株予約権の有償取得の対象とはなりませんので、ご注意ください。

## 7. 本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、平成23年5月12日に開催された当社取締役会において、本年6月28日の本株主総会で承認されることを条件に発効することとして、決議いたしました。本株主総会において、出席株主の皆様が議決権の過半数のご賛同を得られた場合には、本プランの有効期間は、3年間（平成26年6月に開催予定の定時株主総会終結時まで）といたします。以降、本プランの継続（一部修正した上での継続を含みます。）に関しましては、その後の定時株主総会の承認を経ることといたします。

当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても関連法令、東京証券取引所が定める上場規則等の変更、またはこれらの解釈、運用の変更があった場合に必要と認められる範囲内で、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正または変更する場合がございます。

また、本プランはその有効期間中であっても、株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で、本プランは廃止されるものとします。

当社は本プランの継続・変更・廃止等を決定した場合には、その旨を速やかに株主の皆様へ速やかに開示いたします。

## 8. 本プランに対する当社取締役会の判断およびその理由

### (1) 本プランが基本方針に沿うものであること

上記Ⅰ.の「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「基本方針」）」の要旨は、当社の財務・事業方針の決定を支配する者の在り方は、当社の実態を正確に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないというものです。

本プランは、大規模買付者が当社の支配者として相応しい者であるか否かを判別するためのシステムとして構築いたしました。本プランに基づき、当社取締役会は、大規模買付者は、当社の正確な実態を理解をしているか、当社の経営資源をどのように有効利用する方針なのか、これまでの当社とステークホルダーの関係にどのような配慮をしているか、これらを踏まえ当該大規模買付提案が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるようになるのか等を検討することで、当社の支配者として相応しいか否かの判別をし、そのプロセスおよび結果を投資家の皆様に開示いたします。従いまして、本プランは基本方針に十分沿うものと判断いたします。

### (2) 本プランが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し向上させることを目的に作成したものです。当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置として現時点で想定しております新株予約権の無償割当も、当該大規模買付者以外の株主の皆様の利益を損なわないよう配慮して設計しておりますため、本プランが株主の皆様の共同の利益を損なうものではないものと判断しております。

### (3) 本プランが当社取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

買収防衛策を導入すること自体は、得てして取締役（会）の保身と受け取られる可能性のある意思決定事項であることは承知しております。そのため、このような疑義を生じさせないため、本プランの効力発生は株主総会での承認を条件としております。さらに、当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置の発動プロセスにも取締役会の恣意性を排除するために独立委員会のシステムを導入しております。

以上により、本プランが当社の取締役の地位の維持を目的としたものではないかとの疑義を払拭するためのシステムを組み込んだものとなっているものと判断いたします。

### (4) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則（①株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）に沿うものであります。また、本対応策は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方について」にも適合するものであります。

(5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 7に記載しているとおり、本プランは、当社取締役会の決議によっても廃止できるものです。取締役会の構成員の過半数を交代させても対抗措置の発動を阻止できないデッドハンド型の買収防衛策ではありません。

以上

(別紙1)

当社株主の状況（平成23年3月末日現在）

1. 発行可能株式総数	48,343,000	株
2. 発行済株式の総数	19,995,387	株
3. 株主数	1,385	人
4. 1単元の株式数	1,000	株
5. 大株主の状況		

株主名	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
西川 正洋	2,531	12.66
西川ゴム工業取引先持株会	1,019	5.10
株式会社広島銀行	957	4.79
株式会社ハイレックスコーポレーション	757	3.79
西川 泰央	741	3.71
住友信託銀行株式会社	626	3.13
株式会社山口銀行	544	2.72
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	540	2.70
西川ゴム工業社員持株会	520	2.60
西川ゴム工業株式会社	420	2.11

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	195,000株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・ トヨタ自動車株式会社退職給付信託口)	69,000株
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	68,000株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	36,000株

以上

(別紙2)

## 新株予約権無償割当の概要

### 1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会が定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、当社の保有する当社株式を除く。）1株につき新株予約権1個以上の割合で、新たに払込みをさせないで新株予約権を割当るものとする。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の保有する当社普通株式の数を除く。）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがあるものとする。

### 4. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込をなすべき額は1円とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### 6. 新株予約権の行使条件

大規模買付者に属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

### 7. 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、大規模買付者以外の者から本新株予約権を取得し、本新株予約権と引き換えに、新株予約権無償割当決議において別途定める当社の普通株式等を対価として交付することができる。

また、当社は当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

### 8. 新株予約権の行使期間等

本新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については当社取締役会が別途定めるものとする。

以上

(別紙3)

## 独立委員会規程の概要

### 1. 設置

独立委員会は、当社取締役会の決議により設置されるものとする。

### 2. 構成

- (1) 独立委員会の構成員数は、3名以上とする。
- (2) 委員の選定にあたっては、当社の業務遂行を行う経営陣から独立している社外監査役、社外有識者等から選任するものとする。
- (3) 委員の選定にあたっては、当社の大株主（その役職員を含む。）・当社グループ会社の役職員である者または役職員であった者は除外するものとする。
- (4) 社外有識者を委員とする場合には、当社に対する善管注意義務等を定めた契約を当社との間で締結するものとする。

### 3. 任期

各委員の任期は、選任後最初に到来する当社定時株主総会の終了時までとし、各委員の再任はこれを妨げない。

### 4. 役割

- (1) 独立委員会は、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（本プラン）に基づく内容に関し当社取締役会から諮問のある事項について、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿い勧告内容を協議し、その理由を付して取締役会に勧告するものとする。

独立委員会は、本プランに定める大規模買付者に提供を求める大規模買付情報に関し、当該勧告を行うのに情報が不十分であると判断する場合には、当社取締役会を経由して、大規模買付者に対し追加情報の提供を求めることができるものとする。

- (2) 独立委員会は、証券会社、投資銀行、弁護士、公認会計士、その他外部の専門家に対して検討に必要な専門的助言を求めることができるものとし、その費用負担は当社が行うものとする。

### 5. 招集

独立委員会は、これを当社取締役会が招集する。なお、独立委員会の各委員は取締役会による招集とは別に、独立委員会を招集することができるものとする。その場合、独立委員会の招集を掛けた委員は、独立委員会を開催する旨を当社取締役に事前に連絡するものとする。

### 6. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

以上

(別紙4)

### 独立委員会委員候補者の氏名および略歴

独立委員会の委員は、以下の当社社外監査役2名および社外有識者1名を予定しております。

加藤 寛

[略歴] 昭和49年4月 弁護士登録  
昭和51年4月 加藤法律事務所(現 上八丁堀法律事務所)開設 現在に至る  
平成7年6月 当社監査役就任 現在に至る

白井 龍一郎

[略歴] 昭和49年10月 中国醸造株式会社入社  
昭和51年11月 同社常務取締役就任  
昭和59年8月 同社代表取締役社長就任  
平成21年8月 同社代表取締役会長就任 現在に至る  
平成22年6月 当社監査役就任 現在に至る

大下 俊明

[略歴] 昭和51年10月 大下産業株式会社取締役企画部長就任  
昭和53年2月 フマキラー株式会社入社  
昭和53年2月 同社監査役就任  
昭和58年10月 大下産業株式会社代表取締役社長就任 現在に至る  
平成3年2月 フマキラー株式会社代表取締役社長就任  
平成17年4月 同社代表取締役会長就任 現在に至る

以上

(別紙5)

## 定款変更議案

当社は、定款19条に、次の規定を新設するとの内容の定款変更議案を、本株主総会に付議いたします。

### 第19条（株主総会決議事項）

株主総会においては、法令または定款に別段の定めがある事項をその決議において定める。

- ② 前項のほか、当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を株主総会において定め、当該基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための対応策を株主総会の決議によるほか、取締役会の決議により定めることができる。

以 上